



県章

山形県公報

平成27年7月10日（金）
第2662号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録の取消し……………（食品安全衛生課）…903
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（最上総合支庁子ども家庭支援課）…同
- 土地改良区の合併の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…904
- 民有保安林の指定の解除の予定……………（林業振興課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（同）…同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防・災害対策課）…905

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………906

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同
- 平成27年度職業訓練指導員試験の実施……………（雇用対策課）…907

告 示

山形県告示第622号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第18条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録を次のとおり取り消した。

平成27年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録養成施設の名称	登録養成施設の所在地	取消年月日
山形大学農学部生物資源学科 「食品衛生管理者等任用資格コース」	鶴岡市若葉町1番23号	平成27年3月31日

山形県告示第623号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
株式会社ライジングサポート 新庄市千門町1番33号	児童デイサービス・アニマートしん じょう 新庄市城西町3番36号 ツインステージN棟1階1A号室	放課後等デイサー ビス	平成27. 7. 1

山形県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。
平成27年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 合併により解散する土地改良区の名称
梨郷土地改良区
- 4 認可年月日
平成27年7月1日

山形県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成27年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
鶴岡市湯野浜字笹立225-25、225-26
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 保安林解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
鶴岡市湯野浜字笹立225-25、225-26
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 保安林解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

山形県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する
予定である旨の通知があった。

平成27年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所
鶴岡市湯野浜字笹立225-25、225-26
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

山形県告示第627号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成27年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 区域の名称 水沢
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鶴岡市		水 沢	沢 田	244-1	1号及び2号
			楯ノ下	1	3号
			沢 田	245-1	4号から6号まで
				167-2	7号
				244-4	8号
				243-1	9号から12号まで

- 2 (1) 区域の名称 吉ヶ沢
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
酒田市		北 俣	谷地長根	266-2	1号
				263	2号
				264	3号
				258	4号から6号まで
			吉ヶ沢	103-1	7号
				103	8号
				109-6	9号
				109-2	10号
			谷地長根	259-3	11号

			吉ケ沢	111	12号及び13号
			谷地長根	265-1	14号

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月10日

山形県公安委員会

委員長 前田直己

山形県公安委員会規則第8号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第8号中（「(以下)」を「(法第77条第1項の許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)(以下)」に改める。

第22条第8号中「伴う」を「伴う実証実験又は人の移動の用に供するロボットの」に改める。

別表第1中

特定警察署以外の警察署の管轄 区域内に住所がある者	住所地进行を管轄する警察署長
------------------------------	----------------

を

特定警察署以外の警察署の管轄 区域内に住所がある者	警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
------------------------------	-----------------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年7月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 申請のあった年月日
平成27年6月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名 称
特定非営利活動法人子育て支援天の童
 - 代表者の氏名
熊澤 篤夫
 - 主たる事務所の所在地
天童市大字窪野目278番地
 - 定款に記載された目的
この法人は、少子化社会が進展する中で、安心して子どもを生み育てられ、健やかに成長できる地域づくり

を進めるため、地域の子育て支援事業や幅広い交流を通して、すべての子どもと親が生き生きと心身ともに豊かで健全に暮らせるような地域社会をつくることを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成27年9月18日（金）午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

2 試験を実施する職種及び科目

(1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科 目

指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を平成27年8月17日（月）から同月28日（金）までの間に商工労働観光部雇用対策課技能五輪・アビリンピック推進室（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、平成27年8月17日（月）から同月28日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課技能五輪・アビリンピック推進室（電話023(630)2303）に問い合わせること。

平成27年 7月10日印刷
平成27年 7月10日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056